



VOL.58

# トクちゃん新聞

11月号

コタツを出した途端、汗ばむほどの陽気……



平成23年11月9日  
徳野会計事務所

〒530-0041  
大阪市北区天神橋2-3-8  
MF南森町ビル3階

TEL: 06-6809-2205  
FAX: 06-6809-2206  
URL: <http://www.ft-tax.com/>

## ● プロの仕事って？

担当: 徳野



長らく使っていました電話機を入れ替えました。いろいろと新しい機能がつきまして便利になり、業務効率化の一助になればよいな～と思っています。

ところで、電話機の入替えについて、工事業者さんから当初「1～2時間程度。2時間みておいていただけたら」ということで、10月8日の土曜にお願いしていました。ところが、結局、8日、9日、11日と3日間にわたり作業が行われ、**合計7時間も立会い**をする羽目になりました。しかも、「これこれこういう事情で作業が遅れていて〇時間くらいかかりそう」とか途中で報告をくれればそれなりに腰をすえて仕事が出来たのですが、「もう終わるやろう」の中で**ズルズル時間が経過する**という最悪の時間でした。普段、そんなに怒ることがない(と思っている)のですが、今回は少しイライラしてしまいました。



その後、私が業者に対して何を不満に感じたのか考えてみました。

- ① NTTへの事前連絡を失念していた→**事前の作業フローの確認モレ**
  - ② ファックス複合機の「ちょっとしたクセ」を知らなかった→**経験不足？知識不足？**
  - ③ 現場での説明力の欠如→**パニック状態で目の前の作業に必死で、顧客に気が配れていない**
- 要するに、「**プロの仕事が出来ていなかった**」ということなのかなと思います。さあ、話がそこへ来ると、自分たちはどうなのか、と振り返らざるを得ないですよ。『**プロの仕事**』を心がけようと社員心得を読み合わせしてみたりしていますが、さてどうでしょうか…。またご意見お聞かせいただければと思います。



## ◆ 税務情報 今後の税制改正の予定

担当: 福田



23年度税制改正で先送りされた抜本的な改正内容として、下記の内容がありました。

- ・法人税 実効税率引き下げ、中小法人の欠損金繰越期間の延長
- ・相続税 基礎控除の縮小
- ・所得税 役員退職所得1/2課税の見直し 役員給与の給与所得控除額の縮小 など…



10/28に国会提出された法案(注)は上記内容が基本的にそのまま、施行期日が修正される要綱となっています。このほか東日本大震災により被災した復興特別区域で税制上の特例措置が講じられることになるためこれについても法案(注)の修正が行われる予定です。

修正後の法案(注)が12/9までを会期と予定している臨時国会で成立され、年内12/31までに公布施行されると翌年1/1から(税目によって異なります)適用される予定です。

今後の国会審議でどのようのに決着がつくのか注目したいところです。

(注: 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案)

## ◆ 書籍紹介

担当: 杉山



### 【仕事ができる社員、できない社員】

著者の吉越 浩一郎氏は元トリンプ・インターナショナル・ジャパンの代表取締役を19年され、在任中に19期連続増収増益を達成された「平成の名経営者100人」の一人に選出された方です。今回は「人の上に立つ」ための勉強法について紹介します。

**分析力・常識力・判断力** この三つは、アメリカ軍において「上司として、リーダーとして必要なもの」とされているようで、一流のビジネスマンを目指す人が必ず身につけなければならない能力でもあるそうです。

著者はこの三つの力を磨くには暇をみては、**いい本を読むこと**だと提案されています。

いい本を読むことで「常識力」が養われていくそうです。

大事なことは、**本を読んでただ言葉を理解するだけでなく、それを自分の経験とリンクさせていく努力のできる人**が、本当に「本をよく読む人」であり、「本を仕事に生かす人」だと書いておられます。

私も読書が好きですが本屋に行っても沢山の書籍の中からいい本を見つけるのは大変ですし、また読んでそれを仕事に生かしているのか改めて自問自答しているところです。

著者: 吉越 浩一郎 発行所: 三笠書房



## ◆税務スケジュール

### 11月10日(木)

- ・10月分 源泉所得税の納付
- ・10月分 住民税の納付(特別徴)



### 11月30日(水)

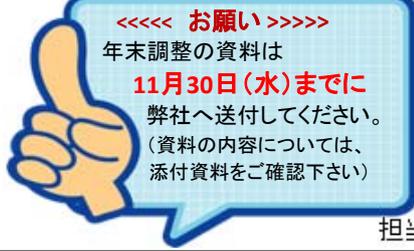
- ・9月決算法人 確定申告
- ・3月決算法人 中間(予定)申告
- ・10月分社会保険料
- ・所得税予定納税 第2期分
- ・個人事業税 第2期分

<<<< お願い >>>>

年末調整の資料は

**11月30日(水)までに**

弊社へ送付してください。  
(資料の内容については、  
添付資料をご確認ください)



担当:岡村

## ◆ やよいの見積・納品・請求書 (帳票作成ソフト)

弥生より新しく「やよいの見積・納品・請求書」という商品が販売されました。(定価:10,500円+税込)

見積書・納品書・請求書がカンタンに作成できるシステムです。

今までは弥生販売を利用すれば作成できる書類ですが、弥生販売では売上・仕入・在庫管理すべてが処理できるようになっていて、導入するには少し抵抗がある方もいらっしゃったかもしれません。

今回発売されたシステムは、今まで手書きやエクセル・ワードで作成していた請求書等を「やよいの見積・納品・請求書」を利用して作成・出力(PDF出力可)できるだけでなく、日付や得意先名・商品名など条件を設定してカンタンに集計したり合計金額を計算することができます。しかも、入金/未入金のチェックボックスがついていますので、回収内容の確認も可能です。

弥生の専用帳票に出力もできますし、白紙用紙にもカラーで出力することができます。

弥生販売を導入するほどでもないけど、きれいな請求書を作成したいと思われるときは、ぜひご検討してみてください。

担当:岡村



## ◆少額減価償却資産の特例

### いくら以上のものを減価償却資産にするの？

減価償却資産は、通常、法定耐用年数に応じて減価償却費として損金経理しますが、次に該当する金額のものは新品中古にかかわらず、取得時に、次の金額を損金算入することが認められています。

- ・資産の取得価額が **10万円未満**のものは「**全額**」
- ・資産の取得価額が **20万円未満**のものは「**3年間均等償却による金額**」

**取得価額30万円未満の特例** (中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)

- 青色申告者である**中小企業者等**(資本金が1億円以下の法人、常時使用従業員数1000人以下の個人等)が、
- 平成24年3月31日までの間に
- 取得価額が**30万円未満**である減価償却資産を取得し、事業の用に供した場合には、
- その事業年度における**取得価額の合計額が300万円**(事業年度が1年未満の場合は月割計算)に達するまでの取得価額の合計額を限度として、
- 全額損金算入**することが認められています。



減価償却資産の取得価額の各金額判定について消費税を含めるかどうかは採用している消費税の会計処理により

**税込経理の場合には税込金額**により、**税抜経理の場合には税抜金額**で判定します。



ご不明な点等ございましたら、弊社又は担当者までお気軽にお問い合わせください。

担当:池田

## ◆スタッフより

担当:赤松

税理士試験の勉強一色の日々はやりがいはあるけれど、それだけではひからびそう...そこで、秋は「潤い補充文化月間」。今年は仲道郁代さんのドビュッシー「月の光」で幕開け。源氏物語の「空蟬」を連想する、慎ましくしなやかなのに、凜とした強さを秘めた女性らしい音色に癒されてうっとり。蠅川シェークスピア、お能、バレエ、オペラなどそれぞれに素晴らしかったけれど今年一番印象に残ったのは鳥根の「足立美術館」。わびさび、優雅さを兼ね備えた日本が世界に誇る庭園は背景の雄大な自然と見事な調和を成し、まるで絵画のよう。庭の池に真っ赤に燃えた夕日が映る光景は荘厳です。コレクションの趣味がまた素晴らしい。横山大観の作品は、様々な時代の物が揃い堪能できます。河合寛次郎、北大路魯山人は特に斬新で華やかな物ばかり。京都の寛次郎記念館や滋賀の安藤家で受けた印象が変わりました。※余談ですが嵐山の「天ぶら松」さんには魯山人の作品が何気なく飾られています。舌で美味しく眼で楽しい☆文化は時の情勢や思考、権力の影響を受けながら歴史を織りなし、芸術家の魂が吹き込まれた作品が有形無形に後世に受け継がれてゆく。肉体は朽ちてゆくの、先人と同じ作品を愛でたり、心を共有できるってなんて幸せな時間。心の充電をして、修士論文に税理士試験にと忙しい日々、なんとかひからびずに乗り切ります！



## ◆税務クイズ

担当:赤松



1. デンマークが2011年10月から新たに導入した税は？  
A. 脂肪税 B. メタボ税 C. コレステロール税
2. 消費税の免税点制度が改正されます。(弊社新聞記事9月号参照)どの事業年度から適用？  
A. 平成24年1月1日 B. 平成24年4月1日 C. 平成25年1月1日

### 1. A. 脂肪税

平均寿命2011年度世界ランキング第29位のデンマーク。国民の**平均寿命を延ばす**ために10月から世界初となる「脂肪税」を導入。対象となるのは、2.3%以上の飽和脂肪を含むバター、チーズ、牛乳、ピザ、肉、加工食品などで、飽和脂肪**1キロあたり約220円**の税金がかかります。今回の課税で約22億クローネ(約300億)の増収、バターの消費量約15%削減の見込みとのことです。先日、ハンガリーのポテチ税をお伝えしましたが、こういった健康をテーマにした税導入が着々と進んでいるようですね。

2. C. **平成25年1月1日**以降に開始する事業年度より適用。平成23年度中に設立された法人は、他の要件を満たしていれば直前期の売上高に関係なく、今迄通り設立2期目までは免税です。語呂合わせ「誰にとって都合いい(2ツゴー1イ1イ)改正？」

